

7 永高第 535 号
令和 7 年 7 月 9 日

保護者の皆様

東京都立永山高等学校長
佐藤 俊一
(公印省略)

令和 7 年度 就学支援制度等の 7 月申請のお知らせ

保護者の皆様には、日頃から本校の教育活動に御理解並びに御支援を賜りまして感謝申し上げます。

先日、東京都教育委員会から「高等学校等就学支援金」、「高等学校等臨時支援金」、「授業料無償化制度」について通知がありました。保護者の皆様にはお手数をおかけしますが、下記の説明をお読みいただき、御対応くださいますようお願い申し上げます。

記

(1) 対象者

昨年度、就学支援金不認定者

※対象者には、別途オンライン申請方法等の案内をいたします。

※案内がなかった場合は、就学支援金の対象として授業料が無償化されているで(3)のみ御対応ください。

(2) 高等学校等就学支援金と高校生等臨時支援金と授業料無償化制度について

高等学校等就学支援金は世帯年収が 910 万円未満(目安)の世帯に対し授業料を無料とする制度です。高校生等臨時支援金と授業料無償化制度への申請は、就学支援金申請結果が不認定の世帯に対し授業料を無償化する制度です。そのため、就学支援金が不認定と分かっている、まずは毎年、就学支援金申請をしていただかなければなりません。

(3) 皆様への対応依頼

令和 6 年以降、保護者の変更や住所変更(例:調布市→多摩市、など)があった方で学校への申し出がお済みでない方につきましては下記担当までご一報いただけますようお願いいたします。教育庁からの授業料関係書類送付時に活用させていただきます。

【担当】

東京都立永山高等学校 経営企画室 担当
住所 〒206-0025 多摩市永山 5-22
電話 042-374-9891 / F A X 042-371-5615